

令和元年度第2回評議員会

議事録

令和2年1月16日（木）

公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和元年度 第2回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和2年1月16日(木) 午後6時30分から午後8時00分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者

評議員(議長)	秋山 真弘	評議員	江幡 五郎
評議員	岩岡 由美子	評議員	鈴木 省悟
評議員	竹内 啓博	評議員	宮原 隆雄
監事	安田 大	監事	大久保 実
5. 欠席者 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名員の選出
 - 日程第2 議案第7号 令和元年度老後福祉基金の一部取崩しについて
 - 日程第3 議案第8号 令和元年度補正予算(第1回)について
 - 日程第4 報告第1号 令和元年度第2回理事会にて決議された内容等について
8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕
9. 議事録署名人

議長(評議員会会長)	秋山 真弘
評議員	竹内 啓博
評議員	宮原 隆雄
10. 議事の経過及び結果について

評議員会開会に先立ち、萱場理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

福祉公社の組織体制について、8月に退職者が出たこと、生活困窮者自立相談支援事業や生活保護受給者金銭管理事業などの、権利擁護センターの業務量の増加、ホームヘルプセンターにおいては、この3月末に3名の職員が退職予定であること、ヘルパーの人材不足から常勤ヘルパーをふやしてニーズに対応できる体制をつくる必要があることなどから、新規採用の準備を進めてきた。10月1日に権利擁護相談員1名、常勤ヘルパー1名、10月7日に介護職1名、11月1日に一般職1名、1月1日に常勤ヘルパー1名採用することができた。さらに、4月1日に権利擁護で1名採用が決まっている。それでもなお、看護師、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネを現在、募集中で、今月面接試験を行う予定である。人材難の時代で、思った人材が採れるか、非常に厳しい状況である。

地域包括ケア人材育成センターについて、順調に事業を実施しており、介護職員初任者研修を初め各種の研修、特に管理者向けにハラスメント対応力向上研修を実施し、なかなか好評だった。次世代を担う各事業所の30代以下の介護職員が、地域の介護の仕事をよりよいものにするために、交流し、学び合い、主体的に活動することを目的とした、若者プロジェクトを昨年9月に立ち上げ、これまで4回、開催することができた。また、市内の介護職を対象とした医療的ケア研修は、第2回を12月に開催し、喀痰吸引をテーマに、実際にチューブを手にして、感触を体験した。

武蔵野市が成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置して6月4日に第1回会議をスタートさせ、福祉公社からは小島常務が委員として参加し計画案の検討を進めている。11月に中間のまとめが公表され、12月中にパブリックコメントの募集、今月28日に最終の委員会が開催され、策定作業が終了し、計画が完成する予定となっている。

成年後見制度利用促進の地域ネットワークの中心を担う中核機関を、福祉公社が受任する予定になっており、これに向けて、しっかり準備していきたい。

現在、情報システムの更新を進めており、生産性の向上を図り、人材不足を補うために、100人在籍する登録ヘルパーにスマートフォンを持たせ、訪問時間の管理、訪問記録の記入など、ペーパーレス化することを目指して、今、作業を進めている。システムの更新については、後ほど詳しく、報告事項として報告させる。

本日の評議員会の議題の議案第7号、第8号の背景について、ここ数年の間に、つながりサポートサービス、地域福祉権利擁護事業のほか、生活保護受給者金銭管理事業、生活困窮者自立相談支援事業、地域包括ケア人材育成センター、成年後見制度利用促進中核機関と、事業が

拡大しており、また、ヘルパー人材不足に伴う常勤ヘルパーの雇用など、人員増による事務スペースが不足していること、利用者のプライバシーを保護するために必要な相談室も不足していること、また、職員の休憩スペースも不足している。もともと、この建物は仮設建築物であり、空調や振動にも問題があることから、建てかえの検討をすることとした。そのために準備資金を積み立てるための2件の議案である。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員6名、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、竹内啓博評議員、宮原隆雄評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第7号 令和元年度老後福祉基金の一部取崩しについて

日程第3 議案第8号 令和元年度補正予算（第1回）について

秋山議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員から異議なく、一括して審議することとした。

小島事務局長から、提案理由について、本部事務所を建てかえることを目的として、特定資産取得資金を積み立てるため、その具体的な積立額について定めるものである、と説明がなされた。現在の福祉公社の本部事務所は、住宅展示場として建設された仮設建築物で、以前の所在地にある大東京信用組合ビルの建てかえに際し、一時的な移転先として利用する予定であった。その後、新しく建築された大東京信用組合ビルでは、当初より使用できる面積が狭くなることが判明し、今後の建てかえを前提として、当該仮設建築物を土地とともに購入し、耐震などの建築基準法の基準を満たした上で、事務所として活用しているところである。

当該事務所は、居室が狭く、空調や振動などの問題があり、執務場所として課題が多い。また、地域包括ケア人材育成センターなどの受託事業や、権利擁護事業などの事業が拡大傾向にあり、相談室や会議室、人員増に伴う執務場所等の増設が必要となってきている。これらの課題を解決するため、本部事務所の建てかえを検討しているところである。

暫定的に5年後をめどとし、現在と同程度の建物を再調達する場合の必要額を保険会社が算定した額を参考にした。特定資産取得資金として、今年度から新たに口座を開設し、積み立てを行っていく予定である。

議案第7号では、本部事務所建てかえに伴う特定資産取得資金の積立金を、老後福祉基金を一部取り崩して充当するため、承認を求めるものがある。議案第8号では、令和元年度補正予算として、老後福祉基金取崩収入にて、本部事務所建替準備資金積立支出に充当するため、1,734万4,000円の取り崩しを行い、投資活動支出の部にて、本部事務所建替準備資金積立支出として、同額1,734万4,000円を支出するものである。今回、積み立てる資金については、当該年度の公益目的事業会計の費用に繰り入れることが可能となり、収支相償、遊休財産保有制限の計算上の費用として算定することができる。

議案第7号及び議案第8号について、次のとおり質疑応答があった。

竹内評議員 本部事務所を建替えた場合の減価償却費は公益目的事業と法人会計で、どのように案分されるか。

新谷総務課長 本部事務所は9割が公益目的事業として案分していることから、減価償却費も同じ割合となる予定である。

鈴木評議員 建替えをした後にできる建物は、どの程度の規模なのか。

新谷総務課長 具体的にはこれから検討する。今回の金額は、この建物と同等のレベルのものを再建築した場合にかかる費用として見積った金額となっている。

来年度、検討委員会を設置し、具体的に検討していくもので、それによって金額も変わり、積立額もまた変わっていく。

鈴木評議員 南側と東側が道路で、日照の関係などから、余り高い建物は建てられないのではないか。具体的な建築可能な規模を専門家に確認しておいた方が良いのではないか。

岩岡評議員 大東京信用組合は建替えで面積が縮小したとあったが、ここも同じではないのか。

新谷総務課長 建ぺい率の関係で、今よりも広い面積で建てられるということは確認している。ただし、日照の件に関しては、法律上の問題だけではなく、近隣住民との兼ね合いもあるので、きちんと対応していきたいと考えている。

小島事務局長 ここは用途地域で言えば、近隣商業地域であり、一定の建物は建つと考えている。今後、専門家と相談しながら、規模について検討し示していきたい。

竹内評議員 実際に建替えを意思決定する際は、内部的に機関決議、理事会等にかけるという理解でよいのか。資産取得資金に関して、具体的な状況でなければ主務官庁は認めないと理解しているが、そのあたりはクリアされているのか。また、しかるべき機関決議がないと、資産取得資金として認められない恐れがある。

新谷総務課長 東京都の担当者には、今回の評議員会で、積立資金について決議すると伝えてある。具体的な計画を提示しているわけではない。それは次の段階になるものと理解していた。早い段階での暫定計画についての詳細が明示できるよう準備していきたい。

鈴木評議員 建替えるということは、一旦、移転しなければならないので、移転場所も確保しなければならない。止めてしまうわけにはいかない事業なのだから、社協も含めて暫定でも方向性はきちんと立ててやってほしい。

小島事務局長 今の意見を参考に、他の意見等も含めて検討していく。また、随時、報告するつもりでいる。

そのほか、議案第7号及び議案第8号に関して、質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は可決された。

日程第4報告事項1 令和元年度第2回理事会にて決議された内容等の報告について

新谷総務課長から、令和元年度第2回理事会にて決議された内容等について、次のとおり報告がなされた。

職員給与規程の改定は、特殊勤務手当について、緊急出動を追加したものである。昨年10月の台風19号の上陸に際して、イベントの中止や事業所や店舗が休業するほどの暴風雨が発生した。福祉公社では、高齢者総合センターと北町高齢者センターのデイサービスを中止することとし、ホームヘルプセンターについては、必要最小限、午前中のみ対応した。ここ数年、日本国内では風水害や地震などの災害が多発しており、危険を伴う、風水、火災、地震等、非常時における緊急対策のために、出動し、当該勤務に従事した場合に、手当を支給することとした。

本部事務所建替えに伴う特定資産取得資金の積立てについては、先ほど議案第7、第8にてご説明したとおりである。

情報システムの更新については、今年度の事業計画でご説明したとおり、今年度末、導入を目指し、ネットワークシステム、インフラ、基幹システム、業務システムの更新を行っている。

当初の計画では、単一ベンダーによる統合的な保守対応が望ましいとし、プロポーザルを行う予定だったが、応募事業者が集まらず、内容を変更せざるを得ない状況となってしまった。一括提案から分割提案を可能とし、スケジュールも大幅に変更した。9月によく選定を行い、11月に着手できたところである。ネットワークシステム及びインフラ式については、結局は1社のみ提案となったが、応募条件を満たしていることから、株式会社大塚商会を採用した。人事給与、勤怠管理システムなどの基幹システムは、2社の応募があり、プロポーザルの結果、株式会社大塚商会に決定した。

ただし、ワークフローシステムは、業務改善や費用対効果が見込めなかったことなどの理由から、今回は、導入を見送ることとした。介護保険・障害者総合支援システムなどの業務システムは、3社の応募があり、プロポーザルの結果、株式会社日本コンピュータコンサルタントという会社の「介舟ファミリーfor cloud」というシステムと、訪問介護の記録システムとして、株式会社ロジックの「ケアウイング」というシステムを採用した。スマートフォンを利用して実績報告などができるシステムとなっている。登録ヘルパー全員にスマートフォンを持たせて行う予定としている。今年度のICT補助金の対象となり、助成金75万円を申請している。相談管理システムは、権利擁護センターの地域福祉権利擁護事業や成年後見事業などで導入を検討したが、現在の事業が複数多岐にわたっており、全てを網羅することはできないことから、一部のみをシステム化することでは業務改善が見込めない、また、内容に対して費用がかかり過ぎるなどの理由から、今回は導入を見合わせることにした。ネットワークシステム及びインフラ式は大塚商会しか応募がなかったこと、スケジュールが大幅におくれていることから、マネジメントと運用についてコンサルティングを依頼することとした。現在、週に1日、常駐し、事業者との折衝、プロジェクトの進行管理を行っている。このコンサルタントは、東京都の生産性向上支援コンサルティング事業から派遣された方に、引き続き、来ていただいている。ワークフローシステム、相談管理システムを見合わせたことから、費用が抑えられている。金額については、構築がほぼ終了する3月の理事会において、詳細について説明し、予算を補正する予定としている。サーバーは、都内のデータセンターに自社サーバーを置くこととした。地方にバックアップを置く予定にしている。勤怠管理システム、介護や障害システムは、クラウド上で運用されるシステムとなる。これを機会に、今回、更新の対象にしていなかった会計システムも、クラウドに運用を変更することとしている。セキュリティレベルは、現在のシステムよりも上がることになるが、適正に運用されるように、職員研修を行う予定である。

東京都の公益法人立ち入り検査については、公益法人の主務官庁から3年に一度行われるも

ので、12月10日に今回で2回目の検査が実施された。午後1時から4時ごろまで、東京都の公益法人担当3名が、ガバナンス、事業、財務に分かれ、担当者へのヒアリング、備え置き書類の確認、事務所の内見などを検査した。講評では、おおむね、適切に事業運営がなされている、前回、指摘された部分についてはきちんと修正されている、また、理事会などの議事録については他法人の模範となるレベルであると評価をいただいた。

指摘事項として、既に廃止となっている有償在宅福祉サービス事業の廃止届を出すなど、一部、内容が変更となっている部分について修正すること、役員の欠格事由を確認する確認書類に一部足りない文言があること、経理面で、配賦率に一部誤りがあるので修正をすること、常務理事の報酬は給与とすることなどが指摘された。順次、修正していく。

報告事項1について次の質疑応答があった。

江幡評議員 給与規程の改正に関連して、災害時の緊急体制について具体的に伺いたい。

新谷総務課長 今回の改正は、台風19号での対応から、検討したものである。ほとんどの事業を中止する中、ホームヘルプセンターの職員のみが、危険を伴う暴風雨の中、利用者のために対応した。職務ではあるが、公社として何か手当支給できないかと考えた結果である。災害時の緊急体制との関連はない。業務1回につき手当を支給するもので柔軟に対応していきたい。金額や内容については、武蔵野市の条例・規則を参考にしている。

竹内評議員 立ち入り検査の結果について、大きな指摘事項もなく、模範となるレベルとお褒めの言葉をいただいて安心しているが、指摘事項の、常務理事の報酬は給与とすること、とはどういうことか。

新谷総務課長 福祉公社の役員報酬規程で、市が給与を払っている者には、報酬は支給しないという規定がある。実際には給与として支払っているのだが、会計処理上、報酬科目で計上していたので、誤りだということである。

鈴木評議員 緊急出動手当に関連して、やはり、そのような場合に出動するのは、危険が伴う。先ほど、システムの構築の件でスマートフォンを持たせるという話があった。位置情報などを確認できるようになるので、訪問する人の安全も考慮したシステム作りができると良い。

新谷総務課長 これを機会に、ヘルパー以外の職員も、全て、スマートフォンに変えた。スマートフォンの管理システムも導入し、災害時のBCPで課題となっていた、職員・ヘルパーの安否確認がこれで解決できると考えている。ただし、台風19号での課題から、大規模に電気が落ちてしまうとインターネットも全く使えなくなってしまう。一定程度、今の紙での管理の

仕組みも残しつつ、災害時の対応については検討していきたい。

江幡評議員 それに関連して、実際に適用する具体的な理由、例えば台風が来たとか、地震が起きたとか、自然災害だが、細かい内容について、職員にも説明する必要がある。





小島事務局長 緊急出動については、市でも運用しているので、参考にしながら、基準を明確にし対応していく。防災計画上の位置づけなどにはこだわらず、実際に起こっていることで対応していきたい。

そのほか、報告事項1に関して、質疑意見はなかった。

以上をもって、議案の全部を終了したので、秋山議長は令和元年度第2回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和2年 3 年19 日

議長（評議員会会長）	秋山真弘		
議事録署名人（評議員）	竹内啓博		
議事録署名人（評議員）	宮原隆雄	